

(2019年度入学者対象)

免許状の種類	基礎資格	本学における最低修得単位数			
		教育の基礎的理解に関する科目等(※1)	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	その他の科目
中学校教諭 (一種免許状)	学士の学位を有すること	29	28	4(※2)	10(産業) 8(保健)
高等学校教諭 (一種免許状)	学士の学位を有すること	25	24(産業・数学) 33(産業・情報) 26(産業・工業) 28(産業・工芸) 31(保健・保健) 24(保健・情報)	12(※3)	10(産業) 8(保健)

(注) この表に示す最低修得単位数は、免許法に定める最低修得単位数を基に本学が定めた単位数を示します。

- ※1 「教育の基礎的理解に関する科目等」は、「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」のことを指します。
- ※2 最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて4単位以上を修得してください。
- ※3 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて12単位以上を修得してください。

(2018年度以前入学者対象)

免許状の種類	基礎資格	本学における最低修得単位数			
		教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	その他の科目
中学校教諭 (一種免許状)	学士の学位を有すること	31	20	8(※3)	10(産業) 8(保健)
高等学校教諭 (一種免許状)	学士の学位を有すること	25(産業) 27(保健・保健) 25(保健・情報)	20(産業・数学) 29(産業・情報) 22(産業・工業) 24(産業・工芸) 27(保健・保健)(※1) 28(保健・保健)(※1) 20(保健・情報)(※2) 25(保健・情報)(※2)	16(※3)	10(産業) 8(保健)

(注) この表に示す最低修得単位数は、免許法に定める最低修得単位数を基に本学が定めた単位数を示します。

- ※1 2018年度の入学者は27単位、2017年度以前の入学者は28単位です。
- ※2 2018年度の入学者は20単位、2017年度以前の入学者は25単位です。
- ※3 「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の免許法に定める最低修得単位数(教職に関する科目:中学校教諭31単位、高等学校教諭23単位、教科に関する科目:中学校

教諭・高等学校教諭20単位)を超えて、これら科目の単位を修得した場合は、「教科又は教職に関する科目」の単位に充てることができます。

(卒業単位との併用について)

この表に示す単位を卒業要件単位として併用できるかどうかは、学部・学科・専攻によって異なりますので、所属学部の「学生便覧」や「開設授業科目一覧」等を参照してください。